平成２３年（フ）第１１７６号
埼玉県川口市青木４丁目21番２―1304号
破産者　田口　俊雄
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２８号
さいたま市中央区下落合３丁目17番13号　カレントレジデンス102号、前住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目３番２号209
破産者　伊藤　隆也
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
山梨県山梨市小原西1018番地　グランシャリオタカギ204、開始決定時の住所山梨県甲州市塩山下於曽460番地１
破産者　飯田　　満
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
山梨県甲府市住吉４丁目10番10号
破産者　八重森　清
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
山梨県甲府市住吉４丁目10番10号
破産者　八重森由美子
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
山梨県甲州市勝沼町綿塚107番地３
破産者　富山美和子
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
長野県下伊那郡高森町下市田54番地の３
破産者　唐沢美佐子
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１９３号
奈良県生駒市南田原町1196番地15、開始決定時の住所奈良県生駒市白庭台１丁目11番18号
破産者　安田　　豊
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８９号
堺市堺区出島町３丁９番22号
破産者　中村　滋孝
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３３号
大阪市此花区高見１丁目７番15―712号、前住所大阪府松原市南新町１丁目12番25―803号
破産者　木藤　隆司
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９８号
大阪市北区池田町３番21号　ぷらら天満912号、開始決定時の住所大阪市北区大淀中５丁目14番26―51号
破産者　佐藤　洋平
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５４号
大阪府枚方市津田元町１丁目34番８号
破産者　杉田　幸人
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１１号
大阪府茨木市北春日丘４丁目７番50号の５
破産者　松山　巳貴（旧姓仲嶋）
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３８号
大阪市西成区太子１丁目15番23号
破産者　濱口　康史
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２８号
大阪市住吉区住吉１丁目８番44―201号
破産者　平井　成明
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９５号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　747―503号
破産者　山本　光浩
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３８号
奈良県香芝市西真美１丁目５番地の１　サニーコート西真美404号
破産者　冨田　勝英
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７２号
大阪府寝屋川市下木田町11番８号
破産者　暖とい亭ことＪいＪこと　藤山美津夫
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３２号
大阪市淀川区新高２丁目15番３号　２Ｆ、前住所大阪市淀川区三津屋南２丁目４番14号
破産者　杉田　央実
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部